

評価項目及び評価点配分

市立豊中病院外来区域等清掃業務に係る総合評価一般競争入札(標準型)

平成30年5月11日 市立豊中病院

市立豊中病院 総合評価一般競争入札(平成30年5月11日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等						
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細									
1	価格評価	500	500	①契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 (評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法) ①総合評価の結果、評価点に差がなく二人以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。	価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。 ①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(500点)とする。 ②予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 ③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(500点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。 ④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(500点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。	入札書 (市指定用紙)	左記の評価内容の詳細による							
					(1) 研修体制	50	①研修制度等の設置	① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ② 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	①研修実施報告書(様式1) ②研修実施計画書(様式2-1)	①過去1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)に実施した研修の研修実施報告書(様式1)に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。<35点> ・個人情報保護に関する研修 7点 ・従業員対象の接遇・マナー研修 7点 ・人権研修 7点 ・安全管理研修 7点 ・病院清掃作業に係る研修 7点 ②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書(様式2-1)に基づき総合的に評価する。<15点> ・個人情報保護に関する研修 3点 ・従業員対象の接遇・マナー研修 3点 ・人権研修 3点 ・安全管理研修 3点 ・病院清掃作業に係る研修 3点	①研修実施報告書(様式1)及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 → 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)及び研修レジュメ(市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみを提出)等を別途添付してください。(添付がない場合は評価の対象としません) ②研修実施計画書(様式2-1)により確認を行う。 → 予定している研修レジュメ等を添付してください。			
								(2) 業務実績	24	①過去における業務実績	① 過去5年間の病院清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。	①委託業務履行実績証明書(様式2-2)	①病床数500床以上の病院において、過去5年間(平成25年4月1日から平成30年3月31日まで)に履行が完了した業務委託契約1件の契約金額(履行期間が1年以上の契約である場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。以下同じ。)が32,000千円(豊中市内に本店を有する者にあっては、24,000千円とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)以上の清掃業務を元請けとして2年以上継続して履行した実績を評価する。<24点> 500床以上の病院で2年以上継続した実績件数 ・2件以上:12点 ・1件:6点 履行が完了した病院1件あたりの病床数(最大2件まで評価する) ・700床以上:6点 ・600床以上700床未満:3点	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書により確認を行う。
											(3) 履行体制	48	①適正な履行を確保するための業務体制	①当該施設の仕様に基づく、日常清掃業務・定期清掃業務及びその他の委託業務に係る作業計画表を作成し、それらの作業計画を実施するための業務体制(配置予定業務責任者等の資格・経験及び作業員の配置計画)の内容を評価する。 ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の整備状況を評価する。
					(4) 品質保証への取組	40	①品質ISO等認証への取組	①品質ISO及び医療関連サービスマーク(院内清掃業務)の取得状況	①品質ISO登録証及び医療関連サービスマーク(院内清掃業務)の認定書	①品質ISO等の取組状況を評価する。<40点> ・ISO9001及び医療関連サービスマーク(院内清掃業務)を取得している:40点 ・ISO9001又は医療関連サービスマーク(院内清掃業務)いずれかを取得している:20点				①ISO9001の登録証及び医療関連サービスマーク(院内清掃業務)の認定書で確認を行う。
								38	②自主検査体制	①自主検査体制規定の整備状況を評価する。 ②当該業務における自主検査計画を評価する。				①自主検査体制規定等(任意様式) ②当該業務における自主検査計画書(任意様式)
					20	②既雇用者に対する継続雇用	① 既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。			① 既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)	①既雇用者に対する継続雇用促進の意思を評価する。<20点> ・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うと共に、市の関係部局によりヒヤリングを行う。		

市立豊中病院 総合評価一般競争入札(平成30年5月11日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
			17	①-1知的障害者の新規雇用	①知的障害者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。	①知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式5-1) ②就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	①新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) <17点> →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。また、重度知的障害者(療育手帳の障害の程度がA)については、1名をもって2名分とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。また、重度知的障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間で換算する。 →[1名で7点とする。] →[豊中市に居住する知的障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点(重度知的障害者も同様)を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して3点を加算する。]	・知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・知的障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、平成30年1月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			8	①-2知的障害者の継続雇用	①平成25年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している知的障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①知的障害者の継続雇用等に関する提案書(様式5-3)	①継続雇用等に対する意思を評価する。(当該施設) <8点> 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは市立豊中病院をいう。	・知的障害者の継続雇用等に関する提案書(様式5-3)により提案を受けた内容は、平成30年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類(療育手帳)の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。

3 公共性 へ 施策 反映 評価	(1) 福祉 への 配慮	180	17	②-1精神障害者の新規雇用	①精神障害者の新規雇用予定者（現場就業を問わない）数に応じて評価する。	①精神障害者新規雇用予定者数報告書（様式6-1） ②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。）＜17点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →〔1名で7点とする。〕 →〔豊中市に居住する精神障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して3点を加算する。〕	・精神障害者新規雇用予定者数報告書（様式6-1）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・精神障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、平成30年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			8	②-2精神障害者の継続雇用	①平成25年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している精神障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式6-3）	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜8点＞ 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは市立豊中病院をいう。	・精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式6-3）により提案を受けた内容は、平成30年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（療育手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。
			17	③-1身体障害者の新規雇用	①身体障害者の新規雇用予定者（現場就業を問わない）数に応じて評価する。	①身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式7-1） ②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。）＜17点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。また、重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）については、1名をもって2名分とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。また、重度身体障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間で換算する。 →〔1名で7点とする。〕 →〔豊中市に居住する身体障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点（重度身体障害者も同様）を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して3点を加算する。〕	・身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式7-1）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・身体障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、平成30年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			8	③-2身体障害者の継続雇用	①平成25年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している身体障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式7-3）	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜8点＞ 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは市立豊中病院をいう。	・身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式7-3）により提案を受けた内容は、平成30年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（身体障害者手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。

市立豊中病院 総合評価一般競争入札(平成30年5月11日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
3	(1) 福祉への配慮 公共性へ施策反映▽評価	180	18	④就職困難者の新規雇用	①就職困難者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。	①就職困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1） ②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3）	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。）＜18点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。 →1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算の対象としないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →〔1名で4点とする。〕 →〔豊中市に居住する就職困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき4点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して4点を加算する。〕	・就職困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 ・就職困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、平成30年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			18	⑤知的障害者の雇用を実現するための支援体制	①次の1.～5.について、知的障害者の雇用を実現するための支援体制の提案（豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容）の有無及び提案内容を評価する。 1. 専任支援者の配置 2. 個々の適性に応じた配置 3. 職場内のサポート体制 4. 過去からの障害者雇用に関する取組 5. その他	①知的障害者就業支援企画書（様式9-1） ②知的障害者就業支援実施報告書（様式9-2）	①支援体制の企画内容 I 1の専任支援者の配置の提案の有無及び内容＜10点＞ II 2～5の提案の有無及び内容 2 個々の適性に応じた配置＜4点＞ 3 職場内のサポート（専任支援者の配置以外）体制＜2点＞ 4 過去からの障害者雇用に関する取組＜1点＞ 5 その他の支援＜1点＞ ※1の専任支援者の配置については必須項目で、1の評価が得られない場合は、2～5の項目の評価は0点とする。	・知的障害者就業支援企画書（様式9-1）により、具体的な支援内容の確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。
			18	⑥精神障害者の雇用を実現するための支援体制	①次の1～5について、精神障害者の雇用を実現するための支援体制の提案（豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容）の有無及び提案内容を評価する。 1. 専任支援者の配置 2. 個々の適性に応じた配置 3. 職場内のサポート体制 4. 過去からの障害者雇用に関する取組 5. その他	①精神障害者就業支援企画書（様式10-1） ②精神障害者就業支援実施報告書（様式10-2）	①支援体制の企画内容 I 1の専任支援者の提案の有無及び内容＜10点＞ II 2～5の提案の有無及び内容 2 個々の適性に応じた配置＜4点＞ 3 職場内のサポート（専任支援者の配置以外）体制＜2点＞ 4 過去からの障害者雇用に関する取組＜1点＞ 5 その他の支援＜1点＞ ※1の専任支援者の配置については必須項目で、1の評価が得られない場合は、2～5項目の評価は0点とする	・精神障害者就業支援企画書（様式10-1）により、具体的な支援内容の確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。
			24	⑦新規雇用予定者に対する雇用条件等	①新規雇用予定者に対する雇用条件を評価する。 ②新規雇用予定者に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。	①新規雇用予定者の雇用条件計画書（様式11） ②新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書（様式12）	①本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する雇用条件を総合的に評価する。＜18点＞ ＜評価内容＞ 1. 雇用期間 2. 賃金 3. 各種手当の支給 4. 有給休暇付与 5. 各種保険に加入 6. 福利厚生その他事項 について、労働基準法等の関係法令に抵触していないか等について、確認（必要に応じ市のヒヤリング結果も含め）を行い、評価する。 ②本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する継続雇用促進の提案（応諾意思）を評価する。＜6点＞ ・応諾内容の詳細については、「新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書」（様式12）を参照のこと。	・新規雇用予定者の雇用条件計画書（様式11）、新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書（様式12）、により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果も含め）を行う。

24	⑧障害者の雇用率	①「平成27年から平成29年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値（小数点2位未満四捨五入）を評価する。 ※雇用率が1.80%の場合は、評価は2点とする。1.80%未満の場合は0点とする	①障害者雇用状況報告書	①障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが平成26年障害者雇用状況集計結果（厚生労働省調べ）における実雇用率1.80%以上（小数点2位未満四捨五入）を配点対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。〈24点〉 ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合における当該年の障害者雇用率は0%と見なす。 ※平均雇用率が1.80%以上2.00未満の場合は、評価は2点とする。1.80%未満の場合は0点とする。 ※2.0%超は0.5%増加ごとに2点加算し、6.00%以上は24点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となっていることから、雇用者数は加算対象としない	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する「障害者雇用状況報告書（平成27年から平成29年までの各6月1日現在のもの）により確認
3	⑨協力雇用主への登録	①協力雇用主への登録を評価する。	①協力雇用主として登録している旨を証する書類（任意様式）	①公告日現在において、協力雇用主への登録がある。〈3点〉	・協力雇用主として登録している旨を証する書類（任意様式）により確認を行う。

市立豊中病院 総合評価一般競争入札(平成30年5月11日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目 分類	評価点 細分類	評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認（企画提案内容の担保）方法等
		総点	個別点	項目	詳細			
3 公共性 へ 施策反映 評価	(2) 画男 へ女 の共 配同 慮参	60	20	①女性の活躍推進への取組み	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	①男女共同参画への配慮（様式13-1） ①-1厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で受付印が押してあるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し	下記の取組みを行ってれば加点する<10点> ・常時雇用する労働者数が301人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定（えるばし認定）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が300人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている。	提出された書面または写しで確認する。
			20	②仕事と子育ての両立への取組み	②次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	①男女共同参画への配慮（様式13-1） ①-1厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で、受付印が押してあるものの写しまたは基準適合一般事業主認定通知書の写し	下記の取組みを行ってれば加点する<10点> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業の認定（くるみんマーク）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている。	提出された書面または写しで確認する。
			20	③セクシュアル・ハラスメントの防止への取組み	③セクシュアル・ハラスメント防止に関する取組みを評価する。	①男女共同参画への配慮（様式13-1） ①-1セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定、取組みがわかる書類等（任意様式）	下記の取組みを行ってれば加点する<10点> ・平成28年度社員対象のセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施 4点 ・相談窓口の設置 3点 ・苦情処理委員会等の苦情処理に対する組織体制 3点	提出された書面または写しなどで確認する。
3 公共性 へ 施策反映 評価	(3) 環境 への 配慮	20	20	①環境への取組	① 入札参加者の省エネルギー化を評価する。	①エネルギー使用調査票（様式14） ・前年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の年間使用量の合計値をそれぞれ記入してください。	・原単位（1m ² あたりの原油換算量）が低い入札参加者を評価 <加点方法> 加点=満点（20点）× {（入札参加者の提出最小原単位）/（入札参加者の提出原単位）} 加点：小数点第1位を四捨五入する。 入札参加者の提出最小原単位：小数点第5位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位：小数点第5位を四捨五入する。	・本社及び全ての支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度内の使用量で確認（電気・ガスについてはエネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量）。 テナントとして入居している場合は、テナント専用部に係る全てのエネルギー使用量で確認（テナントがエネルギー管理権限を有する設備、オーナーがエネルギー管理権限を有する空調・照明等）。 ・燃料の揮発油（ガソリン）は、自動車以外に限ります。 ・関西電力、大阪ガス等発行の使用量で確認を行う。
	(4) 災害 時の 業務 体制	20	20	①災害時における業務の執行体制	①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制、災害時の事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアル策定状況やその内容を評価する。 ①-2 社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書（様式15） ①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式16）	①-1 災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制の整備状況、災害時における事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアルの策定状況やその内容を評価する。<10点> ①-2 事業者として、災害時に社会的責任を果たせるよう準備をしているか、また、その内容を評価する。<10点>	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員、資機材の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制が確保されているか、その有効性・実現性を確認するため事業継続計画（BCP）等の策定状況を確認するとともに根拠資料の提出を求める。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、社屋・営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる内容を確認する。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う

4 過去3年以内の処分歴等	減点評価	—	-40	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無	公告日から過去3年以内に本市又は他行政省庁（国を含む。）から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する	①公告日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式17） 過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類）	対象期間：公告日から過去3年以内（平成27年5月12日から平成30年5月11日まで） 対象となる処分：入札参加停止又は入札参加除外措置（以下「参加停止等」）を受けたことがある。（40点減点） ※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0% ※参加停止等の期間が6カ月未満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			-50	②契約解除の有無	公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する	①公告日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式17） 過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） 契約解除通知書の写し	対象期間：公告日から過去3年以内（平成27年5月12日から平成30年5月11日まで） 対象となる処分：本市から契約解除を受けたことがある。（50点減点） ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合・・・配点×100%	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			-10	③書面での警告の有無	公告日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。	①公告日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式17） 過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） 書面による警告の写し	対象期間：公告日から過去3年以内（平成27年5月12日から平成30年5月11日まで） 対象となる処分：過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合・・・配点×50%×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
			合計	1000	1000		—	